

令和 5 年 10 月 10 日

第 10 回
議 事 録

小国町農業委員会

令和5年第10回小国町農業委員会議事録

1. 開催日時 令和5年10月10日（火）午後1時30分から

2. 開催場所 おぐに町民センター 301号室

3. 出席委員（農業委員8名 計8名）

会 長		石松 雄平
会長職務代理者	1 番	穴井 英雄
委 員	2 番	田代 カズヨ
	3 番	穴井 幸子
	4 番	松野 英一
	5 番	時松 達也
	6 番	飯沼 由彦
	7 番	時松 浩一郎
農地利用最適化推進委員	宮原地区	小田 清
	上田地区	河津 有隆

4. 欠席委員

農地利用最適化推進委員 麻生 輝雄、松本 和昭

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号番号1 農地法第3条の規定による許可申請について

第3 議案第1号番号2 農地法第3条の規定による許可申請について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	穴井 徹
事務局職員（係長）	坂田 尚昭
事務局職員（主査）	波多野 裕

7. 会議の概要

事務局 長 ただ今から、令和5年第10回小国町農業委員会を開催いたします。出席農業委員は8名で、総会は成立しております。
それでは、小国町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は石松会長にお願いいたします。

議 長 これより議事に入ります。日程第1の議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。小国町農業委員会会議規則第12条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 それでは、議事録署名委員は、4番松野英一委員、7番時松浩一郎委員にお願いいたします。なお、本日の会議書記には、事務局職員の波多野さんを指名いたします。以上で日程第1を終わります。

議 長 日程第2 議案第1号番号1「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題に供します。それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

係 長 議案書の1ページを開いてください。農地法第3条の規定による許可申請であります。下記の農地について申請がありましたので審議を求めます。令和5年10月10日提出。小国町農業委員会会長石松雄平です。

議案第1番号1、農地の所在は、大字宮原字〇〇、字〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、字〇〇、〇〇、〇〇、字〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇の合計16筆です。登記簿地目及び現況地目は、田が12筆、畑が4筆です。合計面積は、14,898㎡です。権利の種別は3条無償移転。譲り渡し人、譲り受け人は記載の通りです。申請事由は、農業経営の後継者として贈与を受けるためです。対価は、備考欄に記載があります。詳細は、

別冊資料 1 をご覧ください。別冊資料の 1 ページ許可申請の写しです。2 ページが申請地一覧、3 ページに契約の内容となっております。4 ページに譲受人者が現に所有し、借入している農地の状況ですが、所有地、借入地共にありません。5 ページに作付け予定の作物と面積です。その下の欄に農機具等の保有状況が記載されています。6 ページが権利を取得する世帯の農業への従事状況です。7 ページが周辺地域との関係、8 ページ航空写真の位置図、9 ページから 13 ページが現地立会時の写真、14 ページが確認書となっております。要件につきましては、全部効率要件、農作業常時従事要件など全て満たしています。説明は以上です。

議 長 ただいまの事務局の説明に関連して、担当の飯沼由彦委員から報告をお願いします。

6 番 この案件については、10 月 4 日に私と穴井委員、麻生推進委員、小田推進委員、事務局 2 名で現地を確認しました。現地は、当事者の親子で管理されている農地でした。親子間の所有権移転ということでこれまで通りの営農、管理がされていくとのこと。受け手の方の住所が町外にありますが、休日は小国町に帰省し、農地の耕作や管理をされているようです。この所有権移転により周辺の営農に支障となることはないと思われます。以上で報告を終わります。

議 長 それでは、これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

1 番 実際に譲受人が耕作しているのでしょうか。

6 番 そうです。苗代から稲刈りまでの作業や草刈等もやっているとのこと。

7 番 現在、受け手の方は会社員をされているようですが、将来的には、小国町に帰ってくるのでしょうか。

事務局 将来的に帰ってくるのかまでは、確認しておりません。小田推進員が対象地付近の農地を耕作、管理していますので、周辺地域耕作者としての意見をお願いします。

小田推進委員 私と受け手の方との関係は、中山間直接支払い制度の関係で御付き合いをしております。受け手の作業状況は、苗代もしており、粃の消毒から植え付けまで全て自分でしています。先ほど質問がありました会社員であるかは、会社員ではなく経営者になります。将来的なことは、ご本人に聞かないとわかりませんが、息子さんも同じような仕事をされていると聞いていますので、いずれは代を譲って小国町に帰ってくる可能性はあると思います。

議長 それでは、採決いたします。議案第 1 号番号 1 について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全 員 賛 成)

議長 全員賛成ですので、議案第 1 号番号 1 は原案のとおり決定しました。

議長 日程第 3 議案第 1 号番号 2「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題に供します。この議題に関しましては、当事者と親族関係である〇〇委員には、一時退室をお願いいたします。

(〇〇委員退室)

それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

係 議長 同じく議案書の 1 ページを開いてください。農地法第 3 条の規定による許可申請であります。下記の農地について申請がありましたので審議を求めます。令和 5 年 10 月 10 日提出。小国町農業委員会会長石松雄平です。

議案第 1 号番号 2、農地の所在は、大字上田字〇〇、〇〇の 2 筆です。登記簿地目及び現況地目は 2 筆とも田で、合計面積は、3,642 m²です。権利の種別は、3 条有償移転。譲り渡し人、譲り受け人は記載の通りです。申請事由は、農業経営の規模拡大の

ためです。対価は、備考欄に記載があります。詳細は、別冊資料 1 をご覧ください。別冊資料の 15 ページが許可申請の写しです。16 ページに自作農地の田が 15,263 m²、畑が 1,032 m²、自作農地合計 16,295 m²、借入地の田が 11,359 m²、畑が 1,931 m²、借入地合計 13,290 m²です。17 ページ作付け予定の作物と農機具等の保有状況が記載されています。18 ページが権利を取得する世帯の農業への従事状況です。19 ページが周辺地域との関係です。20 ページ航空写真の位置図、21 ページ現地立会時の写真、22 ページ確認書になっております。要件につきましては、全部効率要件、農作業常時従事要件など全て満たしています。説明は以上です。

議 長 ただいまの事務局の説明に関連して、担当の時松浩一郎委員から報告をお願いします。

7 番 この案件については、10 月 4 日に私と松本推進委員、河津推進委員、事務局 2 名で現地を確認しました。現地は、これまで耕作、管理がされていない農地とのことでした。これからは、認定農業者である買い手の方が営農、管理されていくとのことです。この所有権移転により周辺の営農に支障となることはないと思われます以上で報告を終わります。

議 長 それでは、これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

4 番 周辺農地の売買単価は、このくらいですか。

事 務 局 この単価は、当事者が話し合いの上決めた単価になります。地域の売買単価の基準はありませんが、農業公社を利用した農地売買時に過去の事例から 30 万から 70 万がおおよその単価として見られます。ただし、この単価の範囲が基準ではないので、あくまでも売買単価は当事者で決めていただくしかありません。

議 長 それでは、採決いたします。議案第 1 号番号 2 について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全 員 賛 成)

議 長 全員賛成ですので、議案第 1 号番号 2 は原案のとおり決定しました。

採決後事務局が〇〇委員を呼びに行く
(〇〇委員 入場)

議 長 それでは、以上をもちまして、小国町農業委員会第 1 0 回総会を閉会致します。

令和 5 年第 1 0 回小国町農業委員会の議事録に相違ないことを証するためここに署名する。

4 番

7 番